参考資料１

国家公務員共済組合制度について

令和８年１１月１６日

財務省主計局給与共済課

国家公務員共済組合制度の概要

１ 目的

国家公務員共済組合制度は、国家公務員及びその家族を対象として、短期給付（医療保険）事業、長期給付（年金保険）事業及び福祉事業を総合的に行うことにより、これらの者の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに公務の能率的運営に資することを目的とする。

２ 事業内容

① 短期給付事業

民間被用者が加入している健康保険制度に相当する公的医療保険事業（療養の給付等）及び雇用保険制度における育児休業給付及び介護休業給付に相当する給付に係る事業を行っている。

② 長期給付事業

厚生年金保険制度における実施機関に位置付けられるとともに、民間の企業年金に相当する退職等年金給付事業を行っている。

③ 福祉事業

組合員等の福祉の増進に資するため、医療施設及び宿泊施設の設置・運営並びに組合員等に対する健康検査等の保健事業、臨時の支出に対する貸付け等の福祉事業を行っている。

３ 実施主体

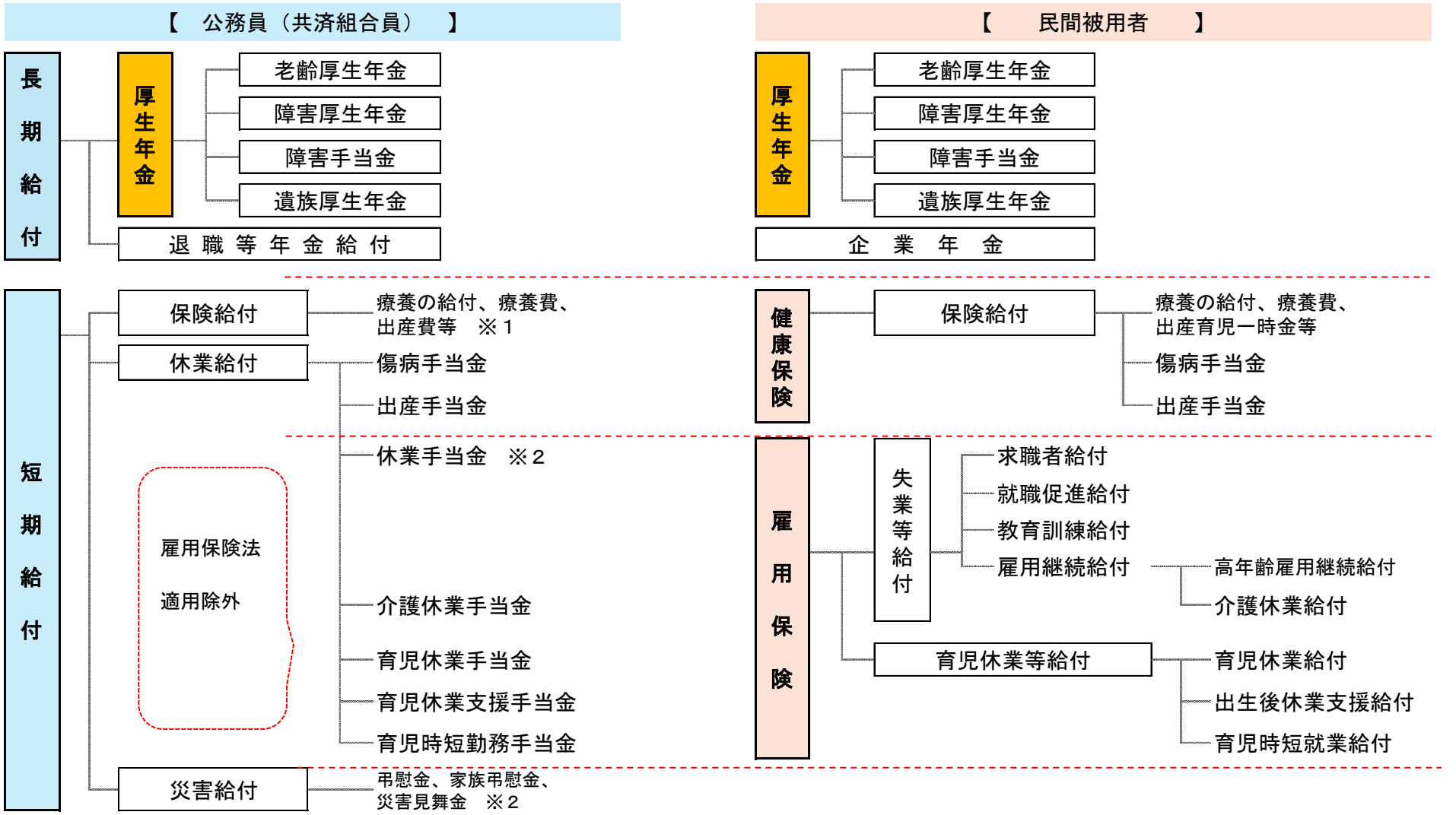
○ 国家公務員共済組合連合会
（長期給付及び福祉事業）

○ 各府省ごとに設けられた国家公務員共済組合
（短期給付及び福祉事業。現在２０組合）

４ 組合員数（短期適用）

約１３７万人（令和７年度末現在）

公務員と民間被用者の社会保険の比較



※１ 健康保険の保険給付に相当するものとして、療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、高額療養費、高額介護合算療養費、出産費、家族出産費、埋葬料及び家族埋葬料がある。

※２ 健康保険、雇用保険では制度化されていない。

最近の国共済制度の改正等

災害補償法及び国共済法の改正法案

概　要

人事院の意見の申出に鑑み、国家公務員災害補償法による遺族補償年金の受給資格者要件についての男女差を解消するとともに、国共済法においても同様の改正を行う

○国家公務員災害補償法の改正

・遺族補償年金の受給資格者要件を遺族である妻に合わせて男女差を解消（改正前は、夫のみ「55歳以上であること」等の制限があった）

・遺族補償年金の年金額（遺族が１人の場合）を妻に合わせて見直し（改正前は、妻は平均給与額の175日分、夫は153日分と差があった）

○国家公務員共済組合法の改正

・公務遺族年金の受給資格者要件を遺族である妻に合わせて男女差を解消（改正前は、夫のみ「55歳以上であること」の制限があった）

次期医療保険制度改正法案

改正の趣旨

次期通常国会に提出が予定されている医療保険制度改正法案において、健康保険法等の改正を踏まえ、国共済法においても同様の改正を行う（詳細は未定）

○高齢者の窓口負担割合の見直し

・骨太方針2026において令和８年度末までに結論を得ることとされている高齢者の窓口負担割合について、社会保障審議会医療保険部会での議論を踏まえ、所要の見直しを行う

○被用者保険における被扶養者の在り方の検討

・被扶養者の在り方について、社会保障審議会医療保険部会での議論を踏まえ、検討していく